

阿賀野市立京ヶ瀬中学校「学校いじめ防止基本方針実施計画」

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

「京ヶ瀬中学校いじめ防止学習プログラム」に全校体制で確実に取り組むことにより、いじめを防止する。

II いじめの防止のための取組

1 方針

全校体制で「京ヶ瀬中学校いじめ防止学習プログラム」を実践し、いじめ防止の基となる温かい人間関係を築く能力を育成する。

2 具体的な取組内容

① 指導部間の連携強化

「プログラム委員会（指導部長の会）」を組織し、生徒指導部と学習指導部、特別活動部、道徳部をはじめ、指導部間の連携を図る。

② 自己有用感や誰とでも分け隔てなく関わり合う能力を高める取組

- ・ 体育祭や合唱コンクール等の行事で、お互いのがんばりを認め合う。
- ・ 異年齢間の交流を積極的に取り入れた行事や活動を実施する。
- ・ S G E（構成的グループエンカウンター）を計画的に実施する。

③ 道徳の授業を柱に人権意識を高める取組

- ・ 「いじめ見逃し0スクール活動」と同時期に、「いじめ」をテーマにした道徳の授業を行う。
- ・ 「生きるIV」を活用した道徳や「新潟水俣病」をテーマに道徳を行う。

④ 「いじめ見逃し0スクール活動」

- ・ 「いじめ見逃し0活動重点期」を設定し、生徒会を主体とした活動を行う。
- ・ 京ヶ瀬小学校と連携を図る。

⑤ ネットモラルに対する意識を高める取組

- ・ セーフティー教室やネットモラル講習会を行う。
- ・ 警察をはじめ外部機関とも連携し、ネットによる人権侵害を防止する。

⑥ 家庭や地域と連携したいじめ防止

- ・ P T A総会、学年・学級懇談会や学校だより等を通して、いじめ防止の取組やいじめへの対応について発信する。

3 年間計画

月	学校行事・生徒会活動	取 組
4	入学式	学級活動：S G E（年間） 道徳：人権意識を高める題材（年間） ネットモラル講習会（1年生）
5	教育相談① 生徒総会	教育相談強調旬間①
6	二市北蒲原 人権講話	二市北蒲原大会応援メッセージ交換・がんばりを認め合う活動
7	セーフティー教室	ネットモラル講習会
9	体育祭(秋桜祭) 教育相談②	異年齢交流・がんばりを認め合う活動 教育相談強調旬間②
10	合唱コンクール	認め合い活動
11	いじめ見逃し0全校集会	異年齢交流、学区内小学校と連携 いじめを題材にした道徳
12	生徒会役員選挙	がんばりを認め合う活動
1	生徒総会 教育相談③	教育相談強調旬間③
2	三送会	異年齢交流・認め合い活動
3	入学説明会	ネットモラル講習会(新入生及び保護者対象)

Ⅲ 組 織

1 いじめ防止対策委員会

- ① 委員：校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、当該学年主任、学級担任、スクールカウンセラー

※対応が必要と思われる事案が発生した場合には、必要に応じて、部活動顧問、その他関係の深い教職員、外部専門家等を加え迅速かつ適切な対応を行う。

- ② いじめ問題の未然防止・早期発見のための取り組み

ア 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査
- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析と共有
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 配慮の必要な生徒への支援方法決定等

イ 早期発見対策

- ・ いじめの実態を把握するためにアンケートを年間複数回実施し、分析共有
- ・ 情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有
- ・ 年間複数回実施する面談による保護者との情報交換と生徒の状況の把握

ウ 取組の改善

本委員会において、「京ヶ瀬中学校高等学校いじめ防止基本方針」を始めとした、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

- ③ いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応

ア 調査方法、分担等の決定

- ・ 目的の明確化
- ・ 行動の優先順位の設定
- ・ 関係のある生徒への事実関係の聴取
- ・ 緊急アンケートの実施
- ・ 保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
- ・ 関係機関への連絡（必要に応じて、市教委、警察、福祉関係、医療関係等）など

イ 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・ 学校、学年、学級への指導・支援
- ・ 被害者、加害者への指導・支援
- ・ 観衆、傍観者等への指導・支援
- ・ 保護者との連携
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域（児童委員、民生委員、各地児童相談所等）との連携

2 校内研修

- ① いじめに関する全教職員対象の校内研修会を毎年1回以上実施する。
② Q-Uの結果の考察に関する研修会を毎年2回以上実施する。

IV いじめの未然防止に向けて

1 計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

2 いじめの起こらない学校づくり

全ての教科・科目の授業、特別活動など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

① 「居場所づくり」

すべての生徒が安心でき、他者から認められている、自分が必要とされる存在であると感じ、落ち着いて学べる場を作る。学級や学校を落ち着ける場所にしていくことで生徒のストレスや感情をコントロールする力、自己存在感・自尊感情を高めていく。

② 「絆づくり」

日々の授業や行事等において、すべての生徒が互いの違いを認め合い、他者の役に立っていると感じながら主体的に取り組む協同的な活動を通し、活躍できる機会を作る。生徒の自己有用感の向上、人間関係を形成する力や社会性の育成を育てていく。

③ 「環境づくり」

すべての生徒が安心して落ち着いて主体的に学習や生活を送ることができる学習環境づくりを目指す。教室・学校環境を整備することで自己指導能力の育成、必要な規範意識の向上を目指す。

3 指導上の留意点

① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

② 特別な支援を必要とする生徒に対しては、全教職員の共通理解のもと適性をふまえた指導に当たる。

4 ネットいじめへの対応

① 携帯電話、スマートフォン等は、学校敷地内及び校内への持込み、使用を禁止する。

② 技術の授業や学級活動を活用し、生徒ひとり一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

特に、以下の点について重点的に指導する。

ア 掲示板やプロフ・ブログ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービスの利用は禁止する。

イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。

ウ 有害サイトにアクセスしないこと。

③ 警察や市教委等と連携を強化し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。

V いじめの早期発見に向けて

1 早期発見のための認識

- ① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

2 早期発見のための手立て

- ① 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- ② 「学年部会」に「情報交換」を設定するなど、必要に応じて気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③ 教育相談期間を年3回実施するとともに必要に応じて随時実施する。
- ④ 生徒が安心して学校生活を送れているかどうか、生徒が安心していじめを訴えられる「学校生活アンケート」を毎月実施する。
- ⑤ 保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑥ 生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

VI いじめの早期解決に向けて

1 早期解決のための認識

- ① いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

2 早期解決のための対応

生徒指導部が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県大学・私学振興課から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

3 生徒・保護者への支援

- ① いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④ いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥ いじめた生徒が十分反省し、行動を改めることができるよう学校と保護者が協力し指導、援助に当たる。

4 いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶するという態度を行き渡らせるようにする。
- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

5 ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署と連携して対処する。

7 解決後の継続的な指導・助言に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決したものとし、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら組織的に指導・援助する。
- ② 双方の生徒及び周りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

VII 重大事態への対応

- 1 市教委へ報告するとともに、警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- 2 当該いじめの対応については、市教委と連携し、外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- 3 大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教委と連携しながら学校組織を挙げて行う。
- 4 いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め適時・適切な方法により、その説明に努める。
- 5 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- 6 いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。